

鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の建設工事について、鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱（平成22年告示第52号。以下「資格審査要綱」という。）第4条に規定された者に対し、「事後審査型条件付き一般競争入札」を実施するため、その事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札の対象とする契約は、鹿沼市条件付き一般競争入札実施要領（以下「条件付き一般競争入札実施要領」という。）第3条の規定に基づき、予定価格500万円以上の工事のうち、鹿沼市入札管理委員会に諮り決定したものとする。

(入札公告)

第3条 契約検査課長は、対象工事を事後審査型条件付き一般競争入札に付することが決定された場合は、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 鹿沼市ホームページへの掲載
- (2) 掲示板での掲示

2 公告の内容及び様式は、様式第1-1号によるものとする。

3 前項の公告の内容を補完するため、鹿沼市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（様式第1-2号）を定め鹿沼市ホームページ、その他適当と認められる媒体を通じ、常時閲覧に供する。

(競争入札参加資格要件)

第4条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。
ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。
なお、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。
- (3) 対象工事の業種の経営事項審査結果通知書の総合数値（P）が一定以上の者又は対象工事の業種の格付けが指定のランクであること。
- (4) 対象工事に配置を予定している主任（監理）技術者が適正であること。
- (5) 定められた地域内に、建設業法に基づく本店があること。
- (6) 本工事の対象工種において、過去に同種又は類似の公共工事の施工実績を有する者又は当該実績を有しない場合であっても、同等の施工能力を有すると認められる者であること。
- (7) 鹿沼市建設工事請負業者指名停止基準（昭和60年告示第113号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) その他指定された参加要件を満たす者であること。

(競争入札参加資格の決定)

第5条 前条各号に規定する競争参加資格は、対象工事ごとに、鹿沼市入札管理委員会の審議を経て、決定するものとする。

(入札参加手続等)

第6条 入札参加申請は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第2号以下「参加申請書」という。）を公告した期日までに提出するものとする。参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。なお、入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

(入札方法)

第7条 本競争入札の入札方法は、電子入札とする。

(入札経過調書の作成)

第8条 契約担当者は、参加申請書をもとに入札経過調書を作成するものとする。ただし、当分の間、「一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書」をもって入札経過調書とする。

- 2 入札経過調書には、対象業務に係る参加申請書を提出した全ての業者を記載するものとする。

(開札)

第9条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

2 入札執行者は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第10条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件確認申請書(様式第3号)及び入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)の提出を求めるものとする。

2 確認書類は、前項の提出を指示した日から2日(市の休日を除く。)以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に審査書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第11条 入札執行者は、入札公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。なお、この場合において、委員会の審議は省略するものとする。

2 入札参加資格要件の審査は、第10条第2項に規定する確認書類が提出された日から2日(市の休日を除く。)以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書(様式第4号)により取りまとめるものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第12条 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、当該落札者には速やかに落札通知書を交付するものとする。

2 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して電子入札システムの審査結果通知書(資格の有無:無)により通知するものとする。

3 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から2日(市の休日を除く。)以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

4 市長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められた場合は、書面が提出された日から2日(市の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(準用規定)

第13条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、財務規則、条件付き一般競争入札実施要領の当該規定の例によるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

鹿沼市長



1 入札対象工事

入札番号	第 号
工事名	
工事場所	
工期	日間（ 年 月 日まで）
工事内容	設計書のとおり
入札書比較価格	円

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

鹿沼市から（元号） ・ 年度建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入札参加形態	（単体・特定建設工事共同企業体の別）
業種	（建設工事の種類）
対象ランク又は経営事項審査結果通知書の当該建設工事の種類総合評価値	（対象ランク 級） 又は 工事の総合評価値（P） 点以上
地域区分	に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき設置された があること。
建設業許可	特定建設業又は一般建設業
配置技術者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対応する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
現場代理人	他に手持工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（技術者との兼務は可）※ただし、建設工事請負契約書約款第12条第3項に該当する場合は除く。
本工事に係る設計業務委託者等の受託者との関係	本工事に係る設計業務委託等の受託者である と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
同種・類似公共工事の元請けとしての実績	（施行実績を求める場合に記載する。）
近接工事に関する条件	すでに公告され、または指名通知書が送付されている近接工事を施工中でないこと。また、本工事と当該近接工事の両方の入札に参加した場合は、先に落札者が決定する案件を優先する。
	本公告と同時に公告した下記の工事は近接工事であり、同時に複数の入札参加申請をしたときは、先に開札する案件を優先する。 開札順位及び工事件名 開札順位1（工事件名） 開札順位2（工事件名） 開札順位3（工事件名）
	本公告日から開札日までの期間に指名通知を送付する予定である下記の工事は近接工事であり、本工事と当該近接工事の両方の入札に参加した場合は、先に落札者が決定する案件を優先する。 （工事件名）

分離（分割）発注に係る入札条件	<p>（分離・分割発注に係る条件を付す場合に以下のとおり記載する。） 次に掲げる工事の落札者（特定建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする特定建設工事共同企業体を含む。）は、重複して落札者となることができない。 また、同時に複数の入札参加申請をしたときは、先に開札する案件を優先する。</p> <p>開札順位及び工事件名 開札順位 1（工事件名） 開札順位 2（工事件名） 開札順位 3（工事件名）</p>
-----------------	--

3 入札日程等

参加申請書等交付期	年 月 日（ ）から右によりダウンロード可能	鹿沼市契約検査課ホームページからダウンロード（無料）
参加申請書の提出期間及び提出方法	本公告日から 年 月 日（ ） 午後5時まで	提出方法：電子入札システムにて行う。
設計図書の閲覧及び入手方法	本公告日から 年 月 日（ ）まで	閲覧：行わない。 入手方法：鹿沼市契約検査課ホームページからダウンロード（無料）
設計図書に関する質問提出期間	本公告日から 年 月 日（ ）まで	提出場所：鹿沼市行政経営部契約検査課 提出時間：午前8時30分から午後5時まで。
設計図書に関する質問回答書掲示	質問のあった日から原則2日以内（市の休日を除く。）にホームページに掲載するほか、契約検査課前にて閲覧を行う。	
入札方法	電子入札	
入札書及び工事費内訳書提出期間	年 月 日（ ） 午前8時から 年 月 日（ ） 正午まで	提出方法：電子入札システムにて行う。
開札日時	年 月 日（ ） 時 分	
開札場所	鹿沼市役所 契約検査課事務室	
最低制限価格制度適用の有無	〔 有 ・ 無 〕 いずれかの一方を消す。 （最低制限価格を下回った場合は失格とする。）	
低入札価格調査制度適用の有無	〔 有 ・ 無 〕 いずれかの一方を消す。 （失格基準に該当した場合は失格とする。）	
確認書類提出日	提出を求められた日から2日以内（市の休日を除く。）	提出場所：鹿沼市行政経営部契約検査課
落札の可否	確認書類が提出されてから2日以内（市の休日を除く。）に通知	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付（契約金額の1割とする。ただし、低入札価格調査の結果契約したものについては3割とする。）

支 払 条 件	<p>前金払：請求できる。</p> <p>中間前金払：請求できる。(ただし、契約締結時に部分払を選択した場合は請求できない。)</p> <p>部分払：請求できる。(ただし、契約締結時に中間前金払を選択した場合は鹿沼市中間前金払に係る事務取扱要領第3条・4条に該当する場合を除き、請求できない。)</p>
---------	---

5 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。なお、入札の条件等については、別紙「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項」に示すとおりとする。
- (3) 特定建設業許可の者で監理技術者を配置せずに技術者を配置する場合及び一般建設業許可の者は、一部下請の発注額の総額が土木一式工事4,000万円、建築一式工事6,000万円未満とする。
- (4) 照会先：鹿沼市行政経営部契約検査課 TEL0289-63-2278